

岡山県税制懇話会設置要綱

(目的)

第1条 岡山県税制懇話会（以下「懇話会」という。）は、県民生活の向上や活力ある地域社会の実現を図るために、地方分権の観点から課税自主権の活用等による岡山県にふさわしい税制のあり方について調査研究する。

(事業)

第2条 懇話会は、岡山県の独自税制に係る税制度のあり方その他懇話会の目的を達成するために必要な事項について調査及び研究を行い、成果を知事に報告する。

(委員)

第3条 懇話会は、委員で構成する。

2 委員には、前条に掲げる事業に関して学識経験等を有する者をもって充てる。

3 委員の定数は、8名以内とする。

(運営)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の中から互選により選出し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、懇話会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(任期)

第5条 委員の任期は、この要綱の施行の日から平成31年3月31日までとする。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 事務局は、総務部税務課に置く。

(その他)

第8条 この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この設置要綱は、平成29年4月5日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この設置要綱は、第5条に規定する委員の任期の満了をもって、その効力を失う。

岡山県税制懇話会委員

| 氏名 | 役職 | 備考 |
|--------------------------|-----------------------|----|
| オカモト キヨ代 シ志 岡本 輝代 志 | 前岡山商科大学学長補佐 | |
| イシ イ井 キヨ清 ヒロ裕 石 井 清 裕 | 岡山商工会議所副会頭 | |
| チバ 葉 キョウソウ三 千葉 喬 三 | 岡山県森林審議会委員 | |
| ツリ 鈞 マサ雅 オ雄 鈞 雅 雄 | 岡山大学経済学部教授 | |
| ナイトウ 藤 は ま ヨ子 内藤 はま 子 | 岡山県環境審議会委員 | |
| ヒラシマ 千 エ コ子 平島 千江 子 | 岡山県消費生活問題研究協議会副会長 | |
| フジキ シゲヒ彦 藤 木 茂 彦 | 岡山経済同友会環境・エネルギー委員会委員長 | |
| フジワラ ユリ コ子 藤原 裕里 子 | 税理士 | |

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例

平成十五年十二月十九日

岡山県条例第六十一号

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例をここに公布する。

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、県土の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林の保全に関する施策の一層の推進を図る必要があることから、当該施策に要する経費の財源を確保するため、県民税の均等割の税率に関し、岡山県税条例(昭和二十九年岡山県条例第三十七号。次条及び第三条において「県税条例」という。)の特例を定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 平成十六年度から平成二十五年までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十四条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

2 平成二十六年から平成三十年までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十四条及び附則第二十四条第六項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に五百円を加算した額とする。

(平二〇条例三九・平二五条例六六・一部改正)

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間(以下この項において「特例期間」という。)を開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第四号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第四十条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成十五年岡山県条例第六十一号)第三条第一項」とする。

(平二〇条例三九・平二二条例三八・平二五条例六六・一部改正)

(使途)

第四条 知事は、第二条及び前条第一項の規定による加算額に係る収納額に相当する額から徴収に要する費用を控除して得た額を、岡山県おかやま森づくり県民基金(岡山県おかやま森づくり県民基金条例(平成十二年岡山県条例第五十二号)に基づく岡山県おかやま森づくり県民基金をいう。)に積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(岡山県おかやま森づくり県民基金条例の一部改正)

2 岡山県おかやま森づくり県民基金条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

(特例)

- 3 平成十七年度分の個人の県民税に限り、平成十七年一月一日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第三十四条」とあるのは「県税条例第三十四条及び県税条例附則第二十四条第一項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第三十四条に定める額に二百円」とする。

(平一六条例三六・追加、平一七条例四八・一部改正)

- 4 平成十八年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者に係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第三十四条」とあるのは「県税条例第三十四条及び県税条例附則第二十四条第二項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第三十四条に定める額に百円」とする。

(平一七条例四八・追加)

- 5 平成十九年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者に係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第三十四条」とあるのは「県税条例第三十四条及び県税条例附則第二十四条第四項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第三十四条に定める額に三百円」とする。

(平一七条例四八・追加)

附 則(平成一六年条例第三六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第四八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
三 第一条中附則第十一条の二の改正規定、附則第十一条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第十一条の二の二、附則第十一条の二の三、附則第十一条の三、附則第二十三条及び附則第二十四条の改正規定、第二条の規定並びに附則第二項及び第三項の規定 平成十八年一月一日

附 則(平成二〇年条例第三九号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年条例第三八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第六六号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岡山県おかやま森づくり県民基金条例

平成十二年三月二十一日

岡山県条例第五十二号

岡山県おかやま森づくり県民基金条例をここに公布する。

岡山県おかやま森づくり県民基金条例

(設置及び目的)

第一条 県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、地球環境にやさしい資源である木材の生産等に大きな役割を果たす森林が将来にわたって守り育てるべき県民共有の財産であるとの認識に立ち、緑豊かで健全な森づくりを県民の理解と協力の下に推進するため、岡山県おかやま森づくり県民基金(以下「基金」という。)を設置する。

(平一五条例六一・一部改正)

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 前条の目的のために寄附された寄附金の額
- 二 森林の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成十五年岡山県条例第六十一号)第四条の規定により基金に積み立てるものとされている額
- 三 前二号に掲げるもののほか、一般会計歳入歳出予算(第四条において「予算」という。)に定める額

(平一五条例六一・一部改正)

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより、第一条の目的を達成するため必要な経費の財源に充てることができる。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(平一五条例六一・一部改正)

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(平一五条例六一・一部改正)

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第六一号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

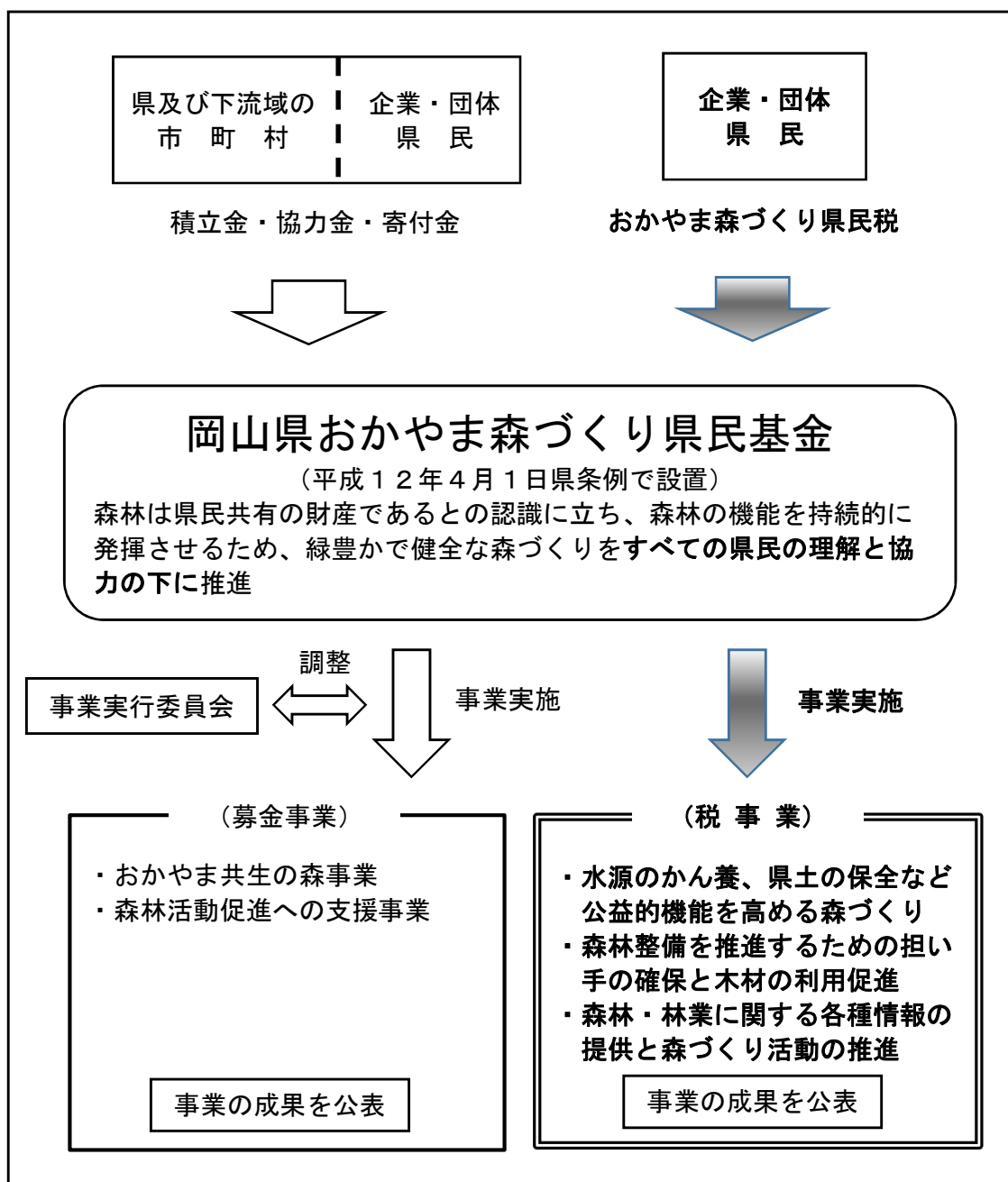
おかやま森づくり県民基金の概要

1 概要

おかやま森づくり県民基金は、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、地球環境にやさしい資源である木材の生産等に大きな役割を果たす森林が将来にわたって守り育てるべき県民共有の財産であるとの認識に立ち、緑豊かで健全な森づくりを県民の理解と協力の下に推進するために設置（条例第1条）されたものであり、この目的のためなされた寄附金、森づくり県民税から徴収に要する費用を控除して得た額及び運用益について積み立てすることとされている。（条例第2条、第4条）

また、基金は、前記の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができるものである。（条例第5条）

2 仕組み



森林整備にかかる都道府県の独自課税

| 県名 | 税の名称(通称) | 導入時期 | 議決時期 | 課税仕組み | | | H27税収額 (決算額) (億円) |
|------|-------------------------------|-------|--------|--------------------|---------------------------|---------------|-------------------------|
| | | | | 方式 | 個人 | 法人 | |
| 高知県 | 森林環境税 | H15.4 | H15.2 | 県民税均等割 超過課税 | 500円/年 | 500円/年 | 1.7 |
| 岡山県 | おかやま森づくり県民税 | H16.4 | H15.11 | 県民税均等割 超過課税 | 500円/年 | 均等割額の5%増 | 5.5 |
| 鳥取県 | 森林環境保全税 | H17.4 | H16.3 | 県民税均等割 超過課税 | 500円/年 | 均等割額の5%増 | 1.8 |
| 島根県 | 島根県水と緑の森づくり税 | H17.4 | H16.12 | 県民税均等割 超過課税 | 500円/年 | 均等割額の5%増 | 2.1 |
| 山口県 | やまぐち森林づくり県民税 | H17.4 | H17.3 | 県民税均等割 超過課税 | 500円/年 | 均等割額の5%増 | 4.0 |
| 愛媛県 | 森林環境税 | H17.4 | H16.12 | 県民税均等割 超過課税 | 700円/年 | 均等割額の7%増 | 5.4 |
| 熊本県 | 水とみどりの森づくり税 | H17.4 | H17.3 | 県民税均等割 超過課税 | 500円/年 | 均等割額の5%増 | 4.9 |
| 鹿児島県 | 森林環境税 | H17.4 | H16.6 | 県民税均等割 超過課税 | 500円/年 | 均等割額の5%増 | 4.4 |
| 岩手県 | いわての森林づくり県民税 | H18.4 | H17.12 | 県民税均等割 超過課税 | 1,000円/年 | 均等割額の10%増 | 7.4 |
| 福島県 | 森林環境税 | H18.4 | H17.3 | 県民税均等割 超過課税 | 1,000円/年 | 均等割額の10%増 | 11.2 |
| 静岡県 | 森林(もり)づくり県民税 | H18.4 | H17.12 | 県民税均等割 超過課税 | 400円/年 | 均等割額の5%増 | 9.8 |
| 滋賀県 | 琵琶湖森林づくり県民税 | H18.4 | H17.6 | 県民税均等割 超過課税 | 800円/年 | 均等割額の11%増 | 7.0 |
| 兵庫県 | 県民緑税 | H18.4 | H17.3 | 県民税均等割 超過課税 | 800円/年 | 均等割額の10%増 | 24.5 |
| 奈良県 | 森林環境税 | H18.4 | H17.3 | 県民税均等割 超過課税 | 500円/年 | 均等割額の5%増 | 3.7 |
| 大分県 | 森林環境税 | H18.4 | H17.3 | 県民税均等割 超過課税 | 500円/年 | 均等割額の5%増 | 3.3 |
| 宮崎県 | 森林環境税 | H18.4 | H18.3 | 県民税均等割 超過課税 | 500円/年 | 均等割額の5%増 | 3.1 |
| 山形県 | やまがた緑環境税 | H19.4 | H18.12 | 県民税均等割 超過課税 | 1,000円/年 | 均等割額の10%増 | 6.6 |
| 神奈川県 | 水源環境保全・再生のための個人 県民税の超過課税措置 | H19.4 | H17.10 | 県民税均等割 ・所得割超過課税 | 均等割:300円/年 所得割:0.025%増 | なし | 38.9 |
| 富山県 | 水の緑の森づくり税 | H19.4 | H18.6 | 県民税均等割 超過課税 | 500円/年 | 均等割額の5~12.5%増 | 3.7 |
| 石川県 | いしかわ森林環境税 | H19.4 | H18.12 | 県民税均等割 超過課税 | 500円/年 | 均等割額の5%増 | 3.7 |
| 和歌山県 | 紀の国森づくり税 | H19.4 | H17.12 | 県民税均等割 超過課税 | 500円/年 | 均等割額の5%増 | 2.7 |
| 広島県 | ひろしまの森づくり県民税 | H19.4 | H18.12 | 県民税均等割 超過課税 | 500円/年 | 均等割額の5%増 | 8.4 |
| 長崎県 | ながさき森林環境税 | H19.4 | H18.12 | 県民税均等割 超過課税 | 500円/年 | 均等割額の5%増 | 3.8 |
| 秋田県 | 秋田県水と緑の森づくり税 | H20.4 | H19.11 | 県民税均等割 超過課税 | 800円/年 | 均等割額の8%増 | 4.6 |
| 茨城県 | 森林湖沼環境税 | H20.4 | H19.12 | 県民税均等割 超過課税 | 1,000円/年 | 均等割額の10%増 | 17.5 |
| 栃木県 | とちぎの元気な森づくり県民税 | H20.4 | H19.6 | 県民税均等割 超過課税 | 700円/年 | 均等割額の7%増 | 8.4 |
| 長野県 | 長野森林づくり県民税 | H20.4 | H19.12 | 県民税均等割 超過課税 | 500円/年 | 均等割額の5%増 | 6.7 |
| 福岡県 | 森林環境税 | H20.4 | H18.12 | 県民税均等割 超過課税 | 500円/年 | 均等割額の5%増 | 13.7 |
| 佐賀県 | 佐賀県森林環境税 | H20.4 | H19.12 | 県民税均等割 超過課税 | 500円/年 | 均等割額の5%増 | 2.4 |
| 愛知県 | あいち森と緑づくり税 | H21.4 | H20.3 | 県民税均等割 超過課税 | 500円/年 | 均等割額の5%増 | 22.4 |
| 宮城県 | みやぎ環境税 | H23.4 | H22.3 | 県民税均等割 超過課税 | 1,200円/年 | 均等割額の10%増 | 16.4 |
| 山梨県 | 森林及び環境保全に係る県民税 | H24.4 | H23.10 | 県民税均等割 超過課税 | 500円/年 | 均等割額の5%増 | 2.7 |
| 岐阜県 | 清流の国ぎふ森林・環境税 | H24.4 | H23.12 | 県民税均等割 超過課税 | 1,000円/年 | 均等割額の10%増 | 12.0 |
| 群馬県 | ぐんま緑の県民税 | H26.4 | H25.3 | 県民税均等割 超過課税 | 700円/年 | 均等割額の7%増 | 8.3 |
| 三重県 | みえ森と緑の県民税 | H26.4 | H25.3 | 県民税均等割 超過課税 | 1,000円/年 | 均等割額の10%増 | 10.5 |
| 大阪府 | 森林環境税 | H28.4 | H27.11 | 県民税均等割 超過課税 | 300円/年 | なし | 10.4 |
| 京都府 | 豊かな森を育てる府民税 | H28.4 | H27.12 | 県民税均等割 超過課税 | 600円/年 | なし | 6.1 |

※各県から聞き取りにより林野庁が作成した資料を基に税務課で作成。

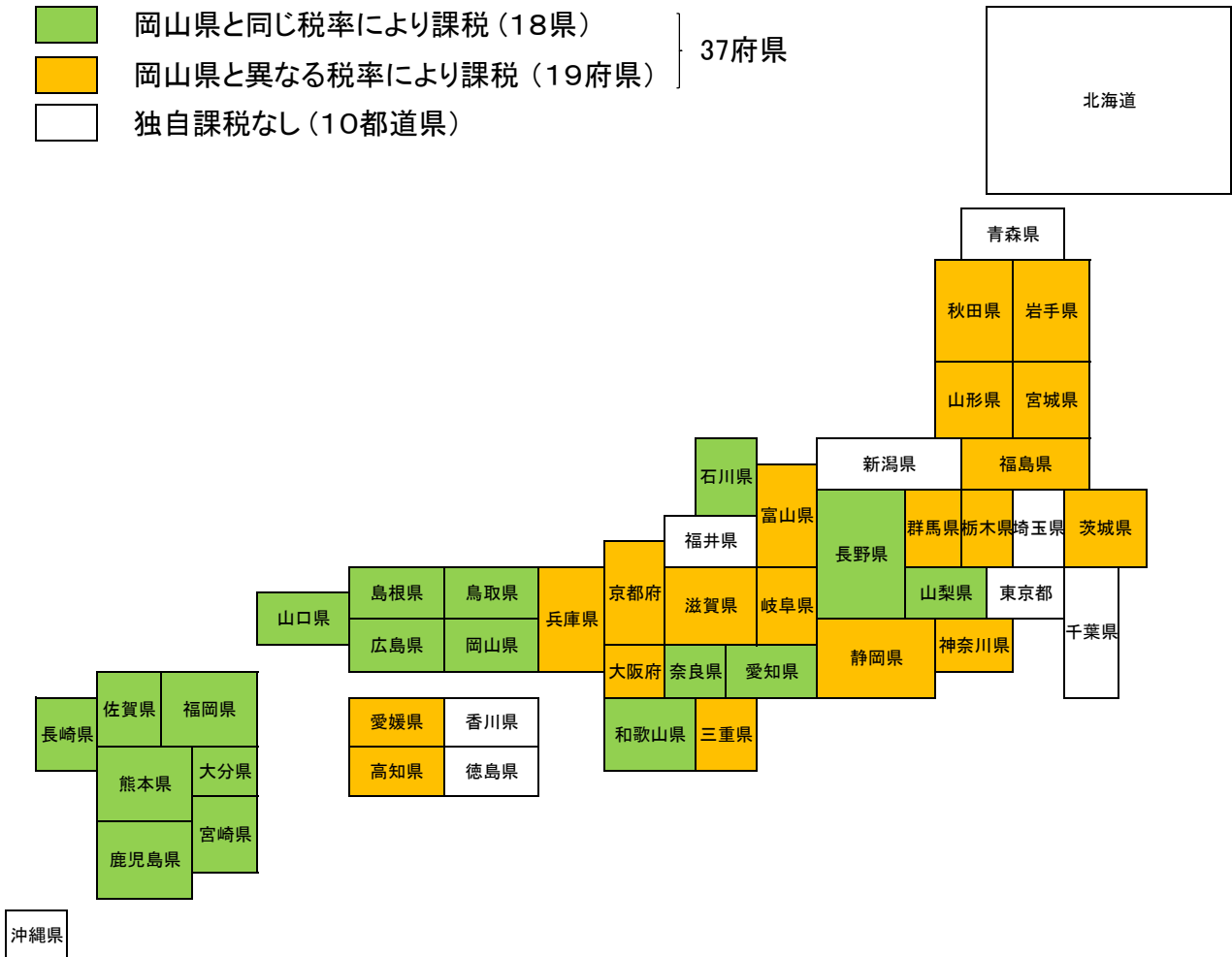
府県の税収額合計 309.7億円

※神奈川県、大阪府、京都府は、法人への上乗せはなし。高知県は、法人に対しては一律500円の上乗せ課税。富山県は、法人に対して、資本金額に応じ5~10%増。

※埼玉県は自動車税収入額の1.5%相当額を森林や身近な緑の保全等に活用する「彩の国みどりの基金」を設置。

森林整備にかかる都道府県の独自課税

- 岡山県と同じ税率により課税（18県）
 - 岡山県と異なる税率により課税（19府県）
 - 独自課税なし（10都道県）
- } 37府県



おかやま森づくり県民税事業の実績（平成26年度～平成29年度）

平成26年度から平成29年度までの4カ年間で、総額2,195,902千円の充当額により森林保全事業を実施している。

1 充当額

(単位：千円)

| 施策の展開方向 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 4カ年計 |
|---|----------------|----------------|----------------|----------------|------------------|
| 事業名 | | | | | |
| 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり | 396,976 | 439,719 | 419,962 | 444,247 | 1,700,904 |
| おかやま元気な森づくり推進事業 | 216,646 | 247,615 | 222,071 | 212,046 | 898,378 |
| 造林補助事業（間伐促進等） | 70,384 | 72,178 | 76,318 | 76,555 | 295,435 |
| 少花粉スギ等普及促進事業 | 7,239 | 11,448 | 12,943 | 15,039 | 46,669 |
| ICTを活用した“スマート林業”実証事業 | | | 7,510 | 12,872 | 20,382 |
| 快適森林環境創出事業 | 61,180 | 65,789 | 66,446 | 87,162 | 280,577 |
| 集落周辺の荒廃森林調査事業 | 20,998 | 23,642 | 22,511 | 22,917 | 90,068 |
| 市町村提案型森づくり事業 | 20,529 | 19,047 | 12,163 | 17,656 | 69,395 |
| 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進 | 106,643 | 92,913 | 83,177 | 134,441 | 417,174 |
| おかやまの森林・林業を支える担い手対策事業 | 38,183 | 25,241 | 34,900 | 38,566 | 136,890 |
| 県産材需要拡大総合対策事業（※1） | 40,637 | 47,086 | 28,290 | 26,654 | 142,667 |
| 県産ヒノキ販路開拓支援事業（※2） | 11,914 | 13,262 | 12,644 | 7,992 | 45,812 |
| CLT等利用促進対策事業 | | | | 44,838 | 44,838 |
| 森林認証・認証材普及促進事業 | | | 3,937 | 7,500 | 11,437 |
| グリーンバイオプロジェクト推進事業 | 15,909 | 7,324 | 3,406 | 8,891 | 35,530 |
| 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進 | 17,339 | 17,772 | 20,275 | 22,438 | 77,824 |
| 森のなるほど情報発信事業 | 2,719 | 2,454 | 6,662 | 7,704 | 19,539 |
| 県民が育て楽しむ森づくり推進事業 | 13,244 | 13,718 | 12,013 | 12,634 | 51,609 |
| みどりの大会開催事業 | 1,376 | 1,600 | 1,600 | 2,100 | 6,676 |
| 合 計 | 520,958 | 550,404 | 523,414 | 601,126 | 2,195,902 |

(注) 平成29年度は補正予算額。

(※1) 平成27年度まで実施した「公共建築物等木材利用促進事業」及び「おかやまの木づかい推進事業」を含む。

(※2) 平成26年度まで実施した「県産ヒノキ販路拡大等推進事業」を含む。

2 事業量等

(1) 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

| 事業名 (充当額) | 実施内容 | 事業量 |
|---|---|--|
| おかやま元気な森づくり推進事業 (898,378千円) | <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助対象とならない森林の間伐等への支援 ・森づくり作業道の整備、ストックポイントの整備 ・手遅れ林分の把握、間伐実施 ・スギ間伐材の搬出促進 ・針広混交林など多様な森づくりの推進 ・低コスト再造林実証モデル林の整備 | 2,979ha 191,223m、3箇所 38,054ha、23ha 883ha、93,155m ³ 629ha 9ha |
| 造林補助事業 (間伐促進等) (295,435千円) | <ul style="list-style-type: none"> ・造林補助事業への県民税充当(切捨間伐等) | 4,495ha |
| 少花粉スギ等普及促進事業 (46,669千円) | <ul style="list-style-type: none"> ・少花粉スギ苗木等の安定供給体制の整備等(採種園の造成等) ・モデル林の設置 ・植栽、下刈 | 5箇所 91ha |
| ICTを活用した“スマート林業”実証事業 (20,382千円) (H28～) | <ul style="list-style-type: none"> ・森林情報を共有化する森林GISの再構築 | 2式 |
| 快適森林環境創出事業 (280,577千円) | <ul style="list-style-type: none"> ・荒廃した里山林等の再生 ・松くい虫被害林の整備(樹種転換) ・松くい虫被害発生源の除去(伐倒・薬剤処理) ・人家裏等の危険な被害木の除去(伐倒・整理) ・ナラ枯れ被害拡大防止(搬出助成) (樹幹注入及び被害跡地更新) | 50ha 410ha 2,743m ³ 6,400m ³ 6,636m ³ 521本、608m ³ |
| 集落周辺の荒廃森林調査事業 (90,068千円) | <ul style="list-style-type: none"> ・集落周辺等の重要な森林の荒廃状況等の調査 | 7,011日 |
| 市町村提案型森づくり事業 (69,395千円) | <ul style="list-style-type: none"> ・松くい虫被害予防(薬剤樹幹注入等) ・間伐用林業機械等の導入助成 ・市民参加による森づくり活動 ・その他の森林保全の取組み | 7,957本 9台 延 146団体 4件 |
| 計 | 1,700,904千円 | |

(2) 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

| 事業名 (充当額) | 実施内容 | 事業量 |
|--|---|--|
| おかやまの森林・林業を支える担い手対策事業 (136,890千円) | <ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識・技術等を有した人材育成等 ・安全装備・器具等の導入支援 ・市町村による担い手確保の推進 ・林業事業体の経営改善の推進 ・就業がタンスへの参加・林業体験の開催等 ・新規就業者の職場内研修等への支援 ・安全衛生指導員による巡回指導等 | 251人 延81事業体、延1,655人 13市町村 27事業体 29回 延38事業体、延57人 341回 |
| 公共建築物等木材利用促進事業 (5,641千円) (～H27) | <ul style="list-style-type: none"> ・県産木製品の展示PR ・県産木製品の開発・展示 ・公共建築物の県産材利用課題検討活動の助成 ・公共建築物の木造化計画作成経費の助成 | 2回 1回 3件 4件 |
| おかやまの木づかい推進事業 (82,082千円) (～H27) | <ul style="list-style-type: none"> ・県産材製品カタログ等の作成 ・公共空間の木質化等への助成 ・県産材サポーターの更新 | 2件 93施設：222m ³ 51人 |

| 事業名（充当額） | 実 施 内 容 | 事 業 量 |
|--------------------------------------|---|--------------------------------------|
| 県産材需要拡大総合対策事業 （ 54,944千円 ）（H28～） | <ul style="list-style-type: none"> ・公共空間の木質化等の助成 ・県産材サポーターの育成 ・県産材展示会等への助成 | 88施設：128m ³ 72人 4団体 |
| 県産ヒノキ販路拡大等推進事業 （ 11,914千円 ）（～H26） | <ul style="list-style-type: none"> ・木材関係団体の県産材製品販路拡大を支援 ・県産材新用途の開発（重ね梁） ・J A S 認定取得促進 ・県産材サポーターの養成 ・サプライチェーン活動への支援 | 2団体 1件 1社 49人 2団体 |
| 県産ヒノキ販路開拓支援事業 （ 33,898千円 ）（H27～） | <ul style="list-style-type: none"> ・木材関係団体の県産材製品販路拡大を支援 ・県産材の需給ギャップの調査 | 4団体 4件 |
| C L T等利用促進対策事業 （ 44,838千円 ）（H29～） | <ul style="list-style-type: none"> ・C L T普及促進のためのセミナー等の開催 ・公共建築物等の木造・木質化等への助成 ・ラミナ安定供給体制の整備を支援 ・他工法とのコスト比較調査 | 4件 5件 1団体 1式 |
| 森林認証・認証材普及促進事業 （ 11,437千円 ）（H28～） | <ul style="list-style-type: none"> ・森林認証の取得促進 | 32件 |
| グリーンバイオプロジェクト推進事業 （ 35,530千円 ） | <ul style="list-style-type: none"> ・未利用間伐材等の木質系バイオマスの利活用技術の開発を支援 | 19件 |
| 計 | 417,174千円 | |

（3）森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

| 事業名（充当額） | 実 施 内 容 | 事 業 量 |
|----------------------------------|--|---|
| 森のなるほど情報発信事業 （ 19,539千円 ） | <ul style="list-style-type: none"> ・学校等で使用する副読本の作成 ・森づくり情報の展示 ・講演会の開催 ・ヒノキ木工クラフトコンテストの開催 ・森林・林業就業P R動画の作成・広報 ・県産ヒノキP R動画の作成・広報 ・「おかやま森の名人」による出前講座 | 99,000部 23回 2回 1回 1式 1式 10回 |
| 県民が育て楽しむ森づくり推進事業 （ 51,609千円 ） | <ul style="list-style-type: none"> ・森づくりサポートセンターへの活動支援（植樹、保育のつどい等の開催） ・森づくり指導者の育成 ・企業と市町村等との森林保全協定の締結 ・都市と山村との交流促進 ・二酸化炭素森林吸収評価の認証 | 160回、延4,514人 延83人 6企業・団体 18団体 30企業・団体 |
| みどりの大会開催事業 （ 6,676千円 ） | <ul style="list-style-type: none"> ・みどりの少年隊が一堂に会する県大会の開催 | 4回、延 2,000人 |
| 計 | 77,824千円 | |
| 合計 | 2,195,902千円 | |

1 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり（金額単位：千円）

| | 事業名 | 充当額 | 実施内容 | 備考 |
|-----------|----------------------|---------|--|---|
| 健全な人工林の整備 | おかやま元気な森づくり推進事業 | 242,072 | 国庫補助対象とならない森林の間伐等への支援 森づくり作業道、ストックポイントの整備 遅れ林分の間伐 スギ間伐材の搬出促進 針広混交林など多様な森づくりの推進 小規模間伐の推進 低コスト再造林実証モデル林の整備 | 870ha 23,000m 80ha 162ha 90ha 70ha 6ha 2,629ha |
| | 造林補助事業(間伐促進等) | 80,433 | 造林補助事業への県民税充当(切捨間伐等) | 1,679ha |
| | 少花粉スギ等普及促進事業 | 25,644 | 少花粉スギ苗木等の安定供給体制の整備等 | |
| | 未整備森林の解消に向けた森林情報整備事業 | 11,000 | 未整備森林の現況及び森林管理情報等の整備 | |
| | | | | 小計 359,149 |
| 多様な森づくり等 | 快適森林環境創出事業 | 67,131 | 荒廃した里山林等の再生 松くい虫被害林の整備(樹種転換) 松くい虫被害発生源の除去(伐倒・薬剤処理) 人家裏等の危険な被害木の除去(伐倒・整理) ナラ枯れ被害拡大防止(搬出助成) (樹幹注入及び被害跡地更新) | 7ha 105ha 490m 1,000m ³ 1,500m ³ 130本、320m |
| | 集落周辺の荒廃森林調査事業 | 22,934 | 集落周辺等の重要な森林の荒廃状況等を調査 | |
| | 市町村提案型森づくり事業 | 23,392 | 地域の実情や課題に対応した市町村の提案による森林保全の取組を支援 | |
| | | | | 小計 113,457 |
| 計 | | 472,606 | | |

2 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

| | 事業名 | 充当額 | 実施内容 | 備考 |
|---------|-------------------------------|---------|--|---------------------------|
| 担い手育成 | おかやまの森林・林業を支える担い手対策事業 | 43,711 | 高校生等への林業就業支援 専門的知識・技術等を有した人材育成 安全装備、器具等の導入支援 市町村による担い手確保の推進 | 50人 41人 90人 8市町村 |
| 木材の利用促進 | C L T等利用促進対策事業 | 34,023 | C L Tを利用した木造化、設計等の支援 他工法とのコスト比較調査 | 12件 1式 |
| | 県産ヒノキ販路開拓支援事業 | 7,992 | 木材関係団体の県産材製品販路開拓を支援 県産材製品の供給体制の確立等に対する支援 | 1団体 1団体 |
| | 東京2020五輪大会おかやま県産材活用事業 | 45,000 | 選手村ビレッジプラザへの県産材活用 | 1件 |
| | 木造住宅等普及促進事業 | 2,750 | 家づくりサプライチェーン活動への支援 | 1団体 |
| | 県産材需要拡大総合対策事業 | 18,614 | 公共空間の木質化等の助成 県産材サポーターの資質向上 展示会等の県産材PRへの助成 | 15件 60名 2団体 |
| | 森林認証・認証材普及促進事業 | 5,100 | F M認証等森林認証の取得の支援 | 19件 |
| | バイオマス/ベ-ション創出実用化支援事業 | 7,500 | 未利用間伐材等の木質系バイオマスの利活用技術の開発を支援 | 3件 |
| | セルロースナノファイバーによる地場産業等魅力アップ強化事業 | 1,000 | セルロースナノファイバー適用試行に係る経費を支援 | 4件 |
| | | | | 小計 121,979 |
| 計 | | 165,690 | | |

3 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

| | 事業名 | 充当額 | 実施内容 | 備考 |
|---------|------------------|---------|--|---------------|
| 情報発信 | 森のなるほど情報発信事業 | 4,917 | 学校等で使用する副読本の作成 森づくり情報の展示 | 20,000部 5回 |
| 県民の森づくり | 県民が育て楽しむ森づくり推進事業 | 13,848 | おかやま森づくりホ-トセンターの活動支援 企業等による森づくり活動への支援 二酸化炭素森林吸収評価の認証 | 1団体 |
| | 森のなるほど情報発信事業 | 2,200 | 都市と山村との交流促進 | 6団体 |
| | 「森林の担い手」育成事業 | 1,500 | 公立高校での森林・林業教育活動 | 4校 |
| | みどりの大会開催事業 | 2,200 | みどりの大会の開催 | 1回(500人) |
| | | | | 小計 19,748 |
| 計 | | 24,665 | | |
| 合計 | | 662,961 | | |